

原子力モニターから提出のあった意見について

平成 10 年 2 月 13 日

原子力調査室

平成 8 年 7 月以降平成 9 年 7 月までに、科学技術庁が委嘱している原子力モニターのうち 183 人から、延べ 720 通の「随時報告」が寄せられた。今後、その中から、原子力に関する意見を抽出し、項目別に分類・整理するとともに検討用資料として取りまとめた。

今回抽出した意見件数は、1,012 件であった。意見は、「1. 原子力の安全・安心に関する事項」、「2. エネルギーと原子力に関する事項」、「3. 原子力と核燃料リサイクルに関する事項」、「4. 原子力と社会との関わりに関する事項」の 4 つの大項目に分け、さらに、それぞれ中・小の項目に分類して整理した。

1. 性別・年代別による意見の件数内訳と割合

男性：533 件

60 代：283 件(53%)、40 代：70 件(13%)、70 代：63 件(12%)、30 代：57 件(11%)、

50 代：38 件(7%)、20 代：22 件(4%)

女性：479 件

30 代：118 件(25%)、20 代：115 件(24%)、40 代：111 件(23%)、50 代：70 件(15%)、

60 代：63 件(13%)、70 代：2 件(0.4%)

男性は、60 代が 283 件で半数以上を占めたのに対し、女性は、20 代から 40 代まで、それぞれ約四分の一ずつ（23%～25%）で均等に分散している。

2. 応募種別による意見の件数内訳と割合

公募委嘱に係る者：717 件（約 70%） 推薦委嘱に係る者：295 件（約 30%）

3. 動燃事業関連の意見は、総件数の 16% であったが、3 月 11 日に発生した東海事業所の「火災爆発事故」発生以降に寄せられた報告での件数割合は、三分の一の 33% を占めている。

4. 大項目別分類の意見の割合

「4. 原子力と社会との関わりに関する事項」：56%（前回平成 8 年 7 月 52%）

「1. 原子力の安全・安心に関する事項」：19%（同 21%）

「3. 原子力と核燃料リサイクルに関する事項」：15%（同 10%）

「2. エネルギーと原子力に関する事項」：10%（同 17%）

5. 中項目の総数に占める割合の順位

1 「4・4 原子力に関する教育、広報啓発活動、報道の重要性・役割に関する事項」

…… 29.6%

2	「4・5 情報公開の促進、国民の政策決定過程への参画に関する事項」	15.0%
3	「1・2 原子力の安全確保（技術的な安全性、事故故障、放射線など）に関する事項」	12.3%
4	「4・3 地域振興、電源立地地域と電力消費地の関係に関する事項」	8.2%
5	「3・1 原子力の意義を踏まえた上での原子力開発利用政策のあり方に関する事項」	6.8%
6.	各項目別分類の主な内訳割合	
	「1. 原子力の安全・安心に関する事項」	
	「1・2 原子力の安全確保（技術的な安全性、事故故障、放射線など）に関する事項」	64%
	「1・3 人々の「安心感」というような心理的、社会的な安全に関する事項」	29%
	「2. エネルギーと原子力に関する事項」	
	「2・4 省エネルギー、新エネルギーに関する事項」	35%
	「2・5 原子力エネルギーの意義に関する事項」	18%
	「2・6 エネルギー源の適正な選択に関する事項」	17%
	「3. 原子力と核燃料リサイクルに関する事項」	
	「3・1 原子力の意義を踏まえた上での原子力開発利用政策のあり方に関する事項」	47%
	「3・3 核燃料リサイクルの意義・展望、再処理、高速増殖炉、プルトニウム利用、バックエンド対策、特に高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する事項」	33%
	「4. 原子力と社会との関わりに関する事項」	
	「4・4 原子力に関する教育、広報啓発活動、報道の重要性・役割に関する事項」	53%
	「4・5 情報公開の促進、国民の政策決定過程への参画に関する事項」	27%

以 上

原子力モニター制度について

1. 建 旨

「原子力モニター制度」は、原子力開発利用に関して広く一般国民からの率直な意見等を聴取し、原子力行政の推進に資することを目的として、昭和52年度に設けられた。

現在の制度は、平成8年度に拡充され^{※1}、原子力政策の国民的合意形成を目指す施策の一環として、広く一般国民からの率直な意見等を聴取し、とりまとめ、これを原子力行政に反映させることとしている。

2. 原子力モニターの募集要綱

1) 募集方法は、以下の二通りで実施した。

(1) 推薦委嘱：地方自治体からの推薦を得た上で、科学技術庁が委嘱した者

(2) 公募委嘱：科学技術庁が直接公募（一般公募）し、応募者のうちから抽選により決定して委嘱した者

2) 原子力モニターは、1,065名（平成10年1月現在）で、内訳は以下の通り。

(1) 推薦委嘱に係る者：573名（男性317名、女性256名）

(2) 公募委嘱に係る者：492名（男性181名、女性311名）

3) 委嘱期間：委嘱の日から2年間（委嘱日は、平成8年6月3日）

4) 応募資格：

20歳以上の日本国民。ただし、以下に該当するものを除く（国政モニターの資格要件に準じたもの）。

①国会議員及び地方公共団体の議会の議員

②常勤の国家公務員及び地方公務員

③行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づく行政相談委員

④国政モニター

5) 原子力モニターの仕事：

(1) アンケート報告：テーマに基づいたご意見、ご要望などを報告していただく。

(2) 随時報告：随時、原子力行政についてご意見、ご要望を提言していただく。

3. 原子力モニター対象の事業内容

1) 提出された意見等の取りまとめ

原子力モニターからの報告の要約と取りまとめを平成8年度と今回の各1回、計2回実施した。また、原子力に関する関心事項、送付して欲しい分野の資料等に関するアンケートを平成8年度に1回実施した。

2) 対象事業内容

(1) 原子力モニター懇談会

原子力モニターを対象に、原子力モニターの生の声に接すべく科学技術庁も参加し

て、専門家による講演等を含む意見交換及び懇談の場として、平成8年度は14回、平成9年度は24回（実施予定含む）実施した。

（2）原子力モニター見学会

原子力施設の見学会を、平成8年度は13回、平成9年度は17回実施した。見学対象施設は、六ヶ所原燃施設、「もんじゅ」「ふげん」、日本原子力研究所及び動燃事業団の東海施設、並びに各地の原子力発電所で、「もんじゅ」や「動燃・東海」の事故現場、原子力発電所の放射性廃棄物貯蔵庫、各施設のモニタリングポストなども組み込んで実施した。

（3）各種広報資料・参考資料の配布

原子力委員会や原子力安全委員会関係の事故報告書等を含む各種報告書、原子力白書、原子力安全白書、原子力関連パンフレット等を随時送付した。また、毎月、科学技術ジャーナル等月刊誌を配布した。

※1 平成8年3月の「原子力モニター制度の拡充について」（科学技術庁）に基づいて、一般公募（公募委員）が新たに設けられ、委員期間も、従来の1年間に2年間に改定された。